

令和6年

第1回中央広域環境施設組合議会  
臨時会会議録

令和6年6月24日 開会

令和6年6月24日 閉会

中央広域環境施設組合



令和6年第1回中央広域環境施設組合議会臨時会会議録

招集年月日 令和6年6月24日（月曜日）

招集場所 中央広域環境センター管理棟2階大会議室

出席議員 16名

2番 栗原五男	4番 細井英輔
5番 岡田光男	6番 山添純二
7番 北川 麦	8番 笠井安之
9番 三浦三一	10番 木村松雄
11番 松村幸治	12番 藤本功男
13番 後藤 修	14番 北上政弘
15番 水口昭彦	16番 奥尾周二
17番 坂東泰幸	18番 鈴木幸三

欠席議員 1番 枝澤幹太 3番 原田由一

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者 町田寿人	副管理者 原井 敬
副管理者 玉井孝治	副管理者 松田卓男
会計管理者 清田美恵子	施設整備局長 伊坂典恭
総務局長 曾我部 勉	総務課長 角野芳正

職務のため会議に出席した者の職氏名

業務課課長補佐 岡本泰昌	業務課課長補佐 高岡寛之
業務課課長補佐 渡辺大輔	総務課課長補佐 小松真一郎
施設整備課課長補佐 福家晴生	施設整備課主査 上原 肇
電気主任技術者 後藤田 実	総務課主事 東根弘憲

## 議事日程

日程第1 議席の指定について

日程第2 議長選挙について

日程第3 会議録署名議員の指名について

日程第4 会期の決定について

日程第5 報第3号 令和5年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第6 議第7号 令和6年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について

日程第7 議第8号 徳島県市町村総合事務組合理約の変更について

午後 2 時 0 0 分 開会

○総務局長（曾我部勉君）

失礼いたします。総務局長の曾我部でございます。  
本日は、令和 6 年第 1 回中央広域環境施設組合議会臨時会にご参集いただき誠にありがとうございます。会議を開く前にご報告いたします。本日の臨時会には吉野川市議会におかれまして議長の改選が行われましたことに伴いまして、組合議会の議長が空席となっております。議長選挙がされるまでの間は、地方自治法第 106 条の規定によりまして、議長が欠けた時は副議長が議長の職務を行うこととなっておりますのでよろしく願いいたします。それでは笠井副議長、議長席へお着き下さい。

○副議長（笠井安之君）

みなさんこんにちは。阿波市議会議長の笠井でございます。どうぞよろしく願いいたします。ただいま総務局長からご報告がありましたように議長選挙が行われるまでの間、議長の職務を行わせていただきますのでご協力のほどよろしく願い申し上げます。それでは始めさせていただきますと思います。

ただいまの出席議員は、16 名で、定足数に達しております。  
よって、令和 6 年第 1 回中央広域環境施設組合議会臨時会は成立いたしました。ただいまから、令和 6 年第 1 回中央広域環境施設組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。初めに報告事項がございます。本日の臨時会に枝澤幹太議員、原田由一議員から欠席の届け出がございましたことをご報告いたします。

これより本日の日程に入ります。  
本日の日程は、お手元に配布いたしましたとおりでございます。ご了承を願います。

~~~~~

○副議長（笠井安之君）

日程第 1、議席の指定を行います。議席はただいまご着席の議席といたします。

~~~~~

○副議長（笠井安之君）

日程第2、議長選挙についてを議題といたします。

中央広域環境施設組合同規約第7条第2項の規定により議長は、関係市町の議会の議長の中から互選することとなっています。

ただいまより休憩をいたしますので、休憩中に互選をお願いします。

暫時休憩します。

午後2時3分 休憩

午後2時4分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま、休憩中にご協議いただきました結果を私の方から報告いたします。中央広域環境施設組合同議会の議長に、吉野川市議会議長の枝澤幹太君が互選されましたのでご報告いたします。ただいまより休憩をいたします。

午後2時4分 休憩

午後2時5分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま、休憩中に枝澤幹太君に当選を口頭で告知したところ承諾を得ましたのでご報告いたします。つきましては当選告知書と承諾書を送付いたします。議長が選出されましたが本日欠席されておりますので地方自治法第106条の規定により、私が引き続き議長の職務を行うこととさせていただきます。

~~~~~

○議長（笠井安之君）

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において4番細井英輔君、11番松村幸治君を指名いたします。

~~~~~

○議長（笠井安之君）

日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井安之君）

ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。これより審議にはいります。管理者よりあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

○管理者（町田寿人君）

皆様、こんにちは。開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、令和6年第1回中央広域環境施設組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃は、組合運営等々におきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、重ねてお礼を申し上げます。本日の臨時会においては、吉野川市から新たに議長の選出、並びに組合議員が選出されましたことによりまして6名の方が引き続き組合議員として選出されております。どうぞよろしく願いいたします。はじめに、中央広域環境センターにおける、昨年度の運営状況について、報告をさせていただきます。令和5年度のごみ搬入量は、2万7,872トンで、前年度に比べ、608トンの減少となりました。これは、構成市町における人口の減少や、ごみ減量化の取組等が、ごみ搬入量の減少の主な要因だと考えております。構成市町におかれましては、引き続きごみ減量化の取り組みや啓発活動を推進していただけるよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。組合といたしましても、今後も周辺環境に十分配慮し、安全安心な施設運営に努めますとともに、できる限り計画的、効率的な施設の稼働を心掛け、ごみ処理に必要なエネルギーを節約して、経費の削減に努めて参ります。

次に阿波市、板野町、上板町の3市町で進めております中央広域環境施設組合新ごみ処理施設につきましては、建設候補地周辺の全7自治会より建設に関する同意をいただくことが出来ました。また、現在稼働中の中央広域環境センターでのごみ処理に伴う説明会を、今年に入りまして3月2日、3日に引き続きまして5月18日に土成町、19日に吉野町で開催し約60名の周辺住民の皆様にご出席をいただき、現施設の今後の運営方針等についてご説明させていただきました。これからも、丁寧に、ご説明を申し上げるとともに、新ごみ処理施設の早期着工に向け、全力で取り組んで参りたいと考えております。今後におきましても、組合議員各位におかれましては、改めて格別のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由について、ご説明を申し上げます。  
今臨時会に提出しております案件は、報告案件が1件、令和6年度一般会計補正

予算第1号と徳島県市町村総合事務組合理約の変更についての計3件でございます。

まず、報第3号、令和5年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、議第7号、令和6年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第1号については令和6年度歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2億8,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億3,520万円とするものでございます。補正予算の内容は、令和7年8月以降、既存施設を改造のうえ、積替保管施設として利用し搬入された可燃ごみを施設外へ搬出して処理を行うために必要な予算をお願いするものでございます。また、積替保管施設整備事業につきましては、債務負担行為の設定を、お願いしております。期間は、令和7年度から令和9年度としており、限度額を35億600万円の債務負担の設定を、お願いするものでございます。

次に、議第8号、徳島県市町村総合事務組合理約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により、徳島県市町村総合事務組合理約の変更に関して、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、概略をご説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては、議事の進行に伴い、適宜説明をさせていただきたいと思っております。今回、提案をさせていただきました議案につきましては、当組合を運営するにあたり重要な案件でございますので十分ご審議の上、すべて原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### ○議長（笠井安之君）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### ○議長（笠井安之君）

それでは、日程第5、報第3号令和5年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

#### ○総務課長（角野芳正君）

議長、角野総務課長。

○議長（笠井安之君）

角野総務課長。

○総務課長（角野芳正君）

報第3号、令和5年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について補足説明をさせていただきます。

議案書の報第3号をご覧ください。本年3月の第1回定例会におきまして、令和5年度中央広域環境組合施設組合一般会計補正予算第2号で議決をいただきました繰越明許費につきまして、繰越明許費繰越計算書を調製をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

次のページをご覧ください。令和5年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。3款、衛生費、1項、清掃費、事業名、新ごみ処理施設整備事業、金額1億8,670万6,000円、翌年度繰越額5,542万円、財源内訳は特定財源でございます。これは新ごみ処理施設用地確保に係る書類作成他業務委託料及び新ごみ処理施設整備に伴う負担金を繰り越したものでございます。以上で報第3号、令和5年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井安之君）

ご質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。本案は地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項でございますので以上で終了いたします。

~~~~~

○議長（笠井安之君）

続きまして日程第6、議第7号令和6年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第1号についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（角野芳正君）

議長、角野総務課長。

○議長（笠井安之君）

角野総務課長。

○総務課長（角野芳正君）

議第7号、令和6年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第1号について補足説明させていただきます。

議第7号の補正予算書第1号の1ページをご覧ください。令和6年度中央広域環境施設組合の一般会計補正予算第1号は次に定めるところによるものでございます。第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,520万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入についてでございます。1款、分担金及び負担金、1項、分担金及び負担金、補正前の額18億9,276万円、補正額2億8,090万円の追加、補正後の額21億7,366万円、歳入合計といたしまして、補正前の額19億5,430万円、補正額2億8,090万円の追加、補正後の額22億3,520万円でございます。

続きまして3ページ、歳出でございます。3款、衛生費、1項、清掃費、補正前の額18億4,627万7,000円、補正額2億8,090万円の追加、補正後の額21億2,717万7,000円、歳出合計といたしまして、補正前の額19億5,430万円、補正額2億8,090万円の追加、補正後の額22億3,520万円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入についてご説明させていただきます。1款1項1目負担金は現施設を積替保管施設に改造する費用の一部と運搬車両確保に要する費用として、2億8,090万円を追加するものでございます。この負担金は、阿波市、板野町及び上板町の1市2町で負担いただく項目でございます。中央広域環境施設組規約第11条第2項の規定により均等割25%、ごみ量割75%の割合で負担することになっておりますので、吉野川市を除く1市2町で算定したものでございます。市町負担金の内訳は、阿波市が1億6,766万9,000円、板野町が6,187万1,000円、上板町が5,136万円でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。歳出についてでございます。3款1項1目塵芥処理費が、2億8,090万円の追加となっております。主な項

目としまして、14節、工事請負費、現施設を積替保管施設に改造する工事請負費の一部として1億3,750万円でございます。18節、負担金補助及び交付金、運搬車両を確保する費用として1億4,300万円でございます。

続きまして債務負担行為についてでございます。補正予算書第1号1ページにお戻りください。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

4ページをご覧ください。第2表、債務負担行為でございますが、事項、積替保管施設整備事業、期間、令和7年度から令和9年度まで、限度額、35億600万円でございます。

14ページ、15ページをお願いします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。積替保管施設整備事業で限度額35億600万円。当該年度以降の支出予定額は期間が令和7年度から令和9年度までで金額は35億600万円、財源内訳は一般財源35億600万円でございます。また、予算書の次には構成市町の負担金算出資料を添付させていただいておりますのでご高覧ください。以上、議第7号令和6年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第1号についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（笠井安之君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

○議員（藤本功男君）

議長。

○議長（笠井安之君）

藤本議員。

○議員（藤本功男君）

7月から8月にかけて事業者選定をすとお伺いしております。今回は公募型プロポーザル方式を導入すると説明を受けました。改めまして公募型プロポーザル方式の内容と今回導入することになった理由、また複数の事業者を想定していると思いますが見通しは立っているのか。以上3点について質問します。

○総務局長（曾我部勉君）

議長、曾我部総務局長。

○議長（笠井安之君）

曾我部総務局長。

○総務局長（曾我部勉君）

3点ご質問をいただきましたので順次お答えさせていただきます。まず1点目、公募型プロポーザル方式とはというご質問ですが、こちらは事業者から対象の業務に関する企画書や提案書の提出を受けまして、その企画や提案内容が最も優れたものを契約の相手方として選定する方式でございます。2点目でございますが、この方式で行う理由としましては中央広域環境センターの施設や設備を有効に活用し効率的かつ安定的に積替、運搬処理を行う必要があることからその方法について企画提案していただき中央広域環境センターに合った、最も有利な提案をした事業者を選定するためにこの方式を採用したいと考えています。また3点目、見込みはあるのかというご質問ですが、現時点では公募はあるものと考えております。以上でございます。

○議員（藤本功男君）

議長。

○議長（笠井安之君）

藤本議員。

○議員（藤本功男君）

今回の事業については通常の形とは違うということで、特に臭気や排水の対応、それから地域住民の不安の解消、費用対効果等も狙いながらこの方式を取り入れたということですが、事業者にしてみれば価格競争にならずに利益が出やすい方式でもあると思います。興味をもっておられる住民の方もおりますので今後、公募型プロポーザル方式についての流れを出来るだけ透明にし、情報公開を積極的に行っていただきますようお願いいたします。最後にこの点についてお答え下さい。

○総務局長（曾我部勉君）

議長、曾我部総務局長。

○議長（笠井安之君）

曾我部総務局長。

○総務局長（曾我部勉君）

情報公開については公募型ですので、実施する際には公に出し実施要領なども表に出しながら進めていくことになるかと思えます。過程の中で内容や事業者が決定した場合にも公表していくと思えますのでよろしくお願ひします。

○議長（笠井安之君）

他にご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井安之君）

ご質疑がないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。議第7号令和6年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第1号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井安之君）

ご異議なしと認めます。よって、議第7号令和6年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（笠井安之君）

続きまして、日程第7、議第8号徳島県市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（角野芳正君）

議長、角野総務課長。

○議長（笠井安之君）

角野総務課長。

○総務課長（角野芳正君）

議第8号徳島県市町村総合事務組合規約の変更について補足説明させていただきます。議案書の議第8号をご覧ください。地方自治法第286条第1項の規定により、徳島県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、同法290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後のページの新旧対照表をご覧ください。第3条21号中の下線部、並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税を追加するものでございます。これは、徳島県市町村総合事務組合徳島滞納整理機構の事務取扱に関する規則の改正でございます。徳島滞納整理機構は、市町村から、個人住民税を含めた市税等の滞納案件を引き継いで、その徴収を行っていることから、令和6年度から課税される森林環境税についても、引き継ぎ徴収するための規約の改正でございます。以上、議第8号徳島県市町村総合事務組合規約の変更についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本件に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井安之君）

ご質疑がないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。議第8号徳島県市町村総合事務組合規約の変更についてを承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井安之君）

ご異議なしと認めます。よって、議第8号徳島県市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（笠井安之君）

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第1回中央広域環境施設組合議会臨時会を閉会

いたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時29分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員